

■委員長挨拶により開会。

●まず「第22号議案 四万十市犯罪被害者等支援条例」について、審査を行った。

【説明：横山環境生活課長】

本市においても、殺人や傷害といった犯罪が少数ではあるが発生している。そういった犯罪の被害に遭われた方々への支援として、犯罪被害者等基本法の趣旨を踏まえ条例を制定するものである。

【質疑：前田副委員長】

犯罪の有無は市町村の判断か。

【答弁：横山環境生活課長】

申請していただいた書類等を中村警察署に照会し、その結果をもとに判断する。

【質疑：前田副委員長】

虚偽申請に対する対応は。

【答弁：横山環境生活課長】

返還してもらう（申請書にも記載している）。

【質疑：前田副委員長】

職員への負担となるのではないか。

【答弁：横山環境生活課長】

職員の負担はゼロではないが、管理職を含めてサポートしていく。

【質疑：宮崎議長】

自分は保護司をしているが、結構精神的に病むことがあるが、職員は大丈夫か。

【答弁：横山環境生活課長】

性犯罪等はナイーブな問題であり、職員が寄り添い過ぎて、そういった不安を持ってしまうということは決してゼロではない。どういったフォローができるのか、どういった体制で臨むのかは現時点では未定である。

【質疑：宮崎議長】

国・県において時間がかかる原因は何か。

【答弁：横山環境生活課長】

実費負担なので、時間がかかるのではないかと考える。

【質疑：宮崎議長】

なぜ市なのか。

【答弁：横山環境生活課長】

県は用途が限られるが、市は用途が限られていない。

【質疑：宮崎議長】

県が窓口となって一元的におこなった方がいいのでは。

【答弁：横山環境生活課長】

県外の事例では県がしているところもある。高知県では市町村という役割分担になっている。

【質疑：宮崎議長】

性犯罪の運用が難しいと思うが、当初は性犯罪を除いてあとから加えることは可能か。

【答弁：横山環境生活課長】

検討できないことはないと思う。

【質疑：川村委員】

他の委員と同じだが、職員のメンタルが非常に気になる。

【答弁：横山環境生活課長】

少しでも職員負担にならないように、被害内容等も詳細に聞かなくて済む方向で、警察と協議もしている。

【質疑：川淵委員】

窓口はどこにおくのか。何人体制なのか。

【答弁：横山環境生活課長】

窓口は環境生活課市民生活係で、担当は2人であるが、課長、課長補佐がサポートする体制である。

【質疑：松浦委員】

第11条のサービスとはどのようなものか。

【答弁：横山環境生活課長】

保健医療サービス、福祉サービス、学校における適切な支援等を考えている。

【質疑：松浦委員】

第7条の民間支援団体とはどのようなものか。

【答弁：横山環境生活課長】

こうち被害者支援センターを考えている。

【質疑：寺尾委員外議員】

被害者が自身の情報を開示することは問題ないのか。

【答弁：横山環境生活課長】

開示はできると考える。

【質疑：寺尾委員外議員】

冤罪だと想定した場合、市が被害者を支援したことで、加害者等が市において犯罪行為を認めているというふうを受け取られることはないのか。

【答弁：横山環境生活課長】

受け止め方はそれぞれだと考える。

【質疑：寺尾委員外議員】

矛先が職員に向けられることはないのか。

【答弁：横山環境生活課長】

ゼロではないと考える。

【質疑：松浦委員】

附則の住宅の箇所は入居できる期間を定めるのか。何年でも入居できるのか。

【答弁：横山環境生活課長】

担当部署は財政課であり、特に期間を定めるとは聞いていない。

何年でも入居できるのかについては、あらためて確認し、松浦委員に伝える。

【質疑：川淵委員】

第17条にある支援の制限はどのようなことがあるのか。

【答弁：横山環境生活課長】

被害者側が被害を誘発したり、虚偽をした場合等を想定している。

【質疑：川淵委員】

それは市が判断をするのか。

【答弁：横山環境生活課長】

原則は市が判断をするが、後日、市が警察に照会をしてわかること等もあると考える。

【意見：宮崎議長】

被害者救済をすることはわかるが、職員の負担が懸念される。

※他に質疑なく終了

採決の結果、賛成少数で、否決すべきものと決した。

次に、「第23号議案 しまんとこどもプロジェクト基金条例」について、審査を行った。

【説明：阿部生涯学習課長補佐】

子どもが主体となって取り組むまちづくり活動を推進することにより、本市の将来を担う人材の育成を図るとともに、本市におけるまちづくり活動を活性化させるため基金を創設するものである。

また、この事業については、官民協同で市が一体となって、人材育成、まちの活性化に取り組んでいくものである。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

次に、「第27号議案 四万十市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、審査を行った。

【説明：武内高齢者支援課長】

今回の改正は、市所有の老人憩の家で位置や表記の相違があったため当該部分について改正を行うも

のである。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

次に、「第26号議案 四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、審査を行った。

【説明：武田市民・人権課長】

子ども・子育て支援金制度は、医療保険制度を通じて支援金を拠出する仕組みとされており、国民健康保険制度においても、令和8年度より支援納付金を保険料に含めて加入者から徴収することとなったため、国民健康保険税の課税額の区分に子ども・子育て支援納付金課税額を新たに加え、税率を定めるものである。

税率の根拠は、高知県から示された市町村ごとの保険料率の標準的な水準である「市町村標準保険料率」を基に算定している。

また「四万十市国民健康保険運営協議会」は既に書面での諮問を行い、答申をいただき、了解をいただいている。

本改正は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布により、令和8年4月1日付で地方税法が一部改正されることに基づき実施するものである。今回の改正により新たに規定する、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額及び低所得者等の軽減に係る規定については、令和8年3月末頃に公布予定の地方税法施行令の改正により規定される予定であるため、地方税法施行令の改正に基づく条例改正は、次の議会の専決処分により実施予定としている。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

次に、「第36号議案 四万十市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて」について、審査を行った。

【説明：武田市民・人権課長】

「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱に関する法律」の制定に伴い、市役所と富山・川登・有岡郵便局を専用機器で接続し、住民票及び印鑑証明書を交付する「ワンストップサービス事業」を平成16年10月から行っているが、平成20年度の利用者数をピークに「利用者の減少、機器の老朽化、維持管理経費との費用対効果」が課題となり、令和7年度より本事業にかかる取り扱いについて地区との協議を再開した結果、本事業を廃止するものである。

※質疑なし

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。

令和8年3月16日（月） 教育民生常任委員会 所管課出席者名簿

	課名等	所属長		課長補佐等		係長ほか	
1	環境生活課	横山 昌之	課長	平地 義伸	課長補佐	岡 由実	市民生活係長
						畠内 俊輔	主幹
2			課長	阿部 一仁	課長補佐兼 人権教育係長	伊豆 綾人	社会教育振興係長
3	高齢者 支援課	武内 俊治	課長			西内 美和	高齢者福祉係長
4	市民・人権課	武田 千尋	課長	岡本 安代	課長補佐	小栗 史也	市民係長
						筒井 かおり	国保係長